

令和4年6月

定例農業委員会総会 議事録

令和4年6月10日（金）

宗像市農業委員会

令和４年６月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和４年６月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和４年６月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和４年６月１０日 午後５時１０分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席１４人 欠席１０人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	梶谷 泰臣	○
２	薄 幸一	○	１４	寺尾 悦治	×
３	山田 堅	×	１５	石松 健一郎	×
４	田中 清和	×	１６	黒石 克巳	○
５	村山 和弘	×	１７	原田 義久	○
６	中山 博之	○	１８	栗野 通孝	×
７	吉田 直行	○	１９	深田 誠	×
８	福嶋 仁士	○	２０	田中 康雄	×
９	岩佐 政子	○	２１	白木 晋平	×
１０	松井 徳一郎	○	２２	中村 和嘉	○
１１	山下 隆広	○	２３	吉永 和義	×
１２	吉武 順子	○	２４	佐藤 裕治	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	６番	中山 博之		７番	吉田 直行

令和4年6月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
受付NO4	承認
第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
第4号議案	宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
第5号議案	宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について
	承認

報告事項

第1号	農地法第5条の規定による届出について
第2号	農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について

○議長

令和4年6月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は14名です。

よって、令和4年6月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1について、審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲渡人の●●●●さんは●●歳の高齢で、もう農業を続けないということで売りたいという話が私にありました。譲受人の●●●●さんは●●で農業してあるのですが、たまたま田んぼが欲しいということで、双方会っていただいて、売買ということでこの会議が終わって売買契約をしたいということです。農地については、作っている方がいらっしゃるもので、その方が年内いっぱい作るということで、両者とも確認はとれています。以上です。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

○委員

●●●●さんの子供さんで農業をしている●●さんへの名義替えで、毎年少しずつ贈与しているそうです。以上です。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より議案説明、譲受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人、譲渡人について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO3については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について事務局より議案と、譲受人・譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の議案説明と、譲受人・譲渡人の説明がありました。説明に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO4については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。2件の案件が申請されています。それでは受付NO1について、事務局から議案と申請人の説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地調査の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。現地調査の報告をします。造成は、整地する程度で大きく地形が変わることはありません。雨水の処理については、道路の側溝へ排水されます。生活雑排水などの発生はなく、周辺の農地に影響は特にありません。以上のことから、農地転用については、特に問題ないと考えています。以上です。

○議長

ただいま、第2号議案の受付NO1について事務局から議案・申請人の説明、現地調査A班班長から説明がありました。説明・報告に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。現地調査の報告をします。現地の地目は田ですが、長年耕作されずに草刈だけをしてきたとのことです。転用の目的は観光バスの駐車場とするそうです。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地調査の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。現地調査の報告をします。駐車場として埋め立てますが、水利関係には全く関係がありません。バスの駐車場として整備し管理は不動産会社が行うとの

ことですが、特に問題はないと考えますので審議のほどお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO2についての議案説明、担当地区委員、現地調査A班班長から説明がありました。説明・報告に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

質問よろしいですか。

○議長

委員の質問を許します。

○委員

ここは既に埋め立ては終わっているのですか。

○委員

まだ埋め立ては行われておりません。周りは埋め立てられているので、ここだけが窪地になっています。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から譲受人と譲渡人の説明を受けたいと思います。

○委員

今回の申請は以前から太陽光パネルによる発電事業を運営されておりますが、6月に期限を迎えるとのことで事業の更新です。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。現地確認に行きましたが、この件は水利関係や用排水も問題はありませんでした。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO1についての議案説明と担当地区委員、現地調査A班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。賛成多数です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○議長

申請地は昭和50年に●●の●●さんが贈与を受け、平成31年に売買され、●●さんが取得され太陽光発電施設として申請されております。面積は事務局から説明のあったとおりで太陽光パネルの枚数は2992枚を設置し、造成工事は今年8月に着工し、12月に完成予定で事業開始は来年1月と聞いております。雨水排水は自然流下で排水施設の設置はありません。近傍農地と住宅へ対策として受電施設は住宅に面していないエリアに設置すると聞いております。この土地は耕作放棄地で、近所の農家の方に自由に使ってくださいとのことで農家の方が芋の栽培をしております。ところが、この話が急であったので農家に説明が行き届きませんでした。よって、芋の栽培のされてない所から工事を進め、栽培をしてあるところは今年の収穫を待って工事にかかるかと聞いております。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。ただいま会長から説明のあったとおりで、水利関係も問題なく事業に対する同意も地元から得ていると聞いております。以上です。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO2についての議案説明と、担当地区委員、現地調査A班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

質問をよろしいですか。

○議長

委員の質問を許します。

○委員

現地面積はかなり広いですが、地形はどうなってますか。

○議長

現地は平たんで、隣地には若干の住宅とホテルがあります。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

次に、第4号議案、宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO3まで一括して事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

（第4号議案の受付NO1からNO3について、資料により説明）

○議長

ただいま、受付NO1から受付NO3について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1から受付NO3について、所有権移転について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO3について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和4年度宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第5号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から第5号議案「令和4年度宗像市農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、令和4年度宗像市農用地利用集積計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第5号議案、令和4年度宗像市農用地利用集積計画について、承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項第2号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号及び報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号と報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和4年6月定例農業委員会総会は閉会いたします。